

○男鹿地区消防一部事務組合審理員設置要綱

平成28年4月1日
告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により審理員に指名する職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(審理員の指名)

第2条 審理員は、消防次長、消防署長及び課(室)長の職にある者の中から消防長が指名する。

2 前項に規定するすべての者が、法第9条第2項の規定に抵触する場合は、消防長が別に指名する。

(職務)

第3条 審理員は、法に基づく審査請求について法第9条第1項の規定により審理手続を行う者として指名されたときは、法の定めるところにより当該審理手続に係る職務に従事する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。